

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年三月二十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ノースランド

所在地 津山市上河原字上髭田一六〇番二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社三和

住所 津山市川崎一四七番地

代表者の氏名 代表取締役 石原 祐信

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前)

ア 株式会社マルイ 午後十時

イ 日笠商事株式会社 午後十二時

ウ 株式会社大黒屋 午後九時

エ 株式会社ザグザグ 午後九時

オ 株式会社バックス 午後十時

カ 未定店舗五 午後十時

キ 未定店舗六 午後十時

(変更後)

ア 株式会社マルイ 午後十時

イ 日笠商事株式会社 午後十二時

- ウ 株式会社大黒屋 午後九時
- エ 株式会社ザグザグ 午後十二時
- オ 株式会社バックス 午後十時
- カ 未定店舗五 午後十時
- キ 未定店舗六 午後十時

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

- 荷さばき施設一 午前六時から午後十時
- 荷さばき施設二 午前六時から午後十時
- 荷さばき施設三 午前六時から午後十時
- 荷さばき施設四 午前四時から午後九時

(変更後)

- 荷さばき施設一 午前六時から午後十時
- 荷さばき施設二 午前零時から午後十二時 (二十四時間)
- 荷さばき施設三 午前六時から午後十時
- 荷さばき施設四 午前四時から午後九時

4 変更年月日

平成三十年三月二十一日

二 届出年月日

平成三十年三月十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年三月二十七日から同年七月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部経済政策課